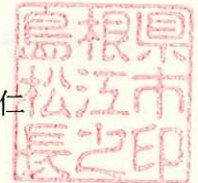


松江市告示第 290 号

松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年松江市告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
措置基準		措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
略		略	
(私的行為による法令違反)		(私的行為による法令違反)	
13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上た日から1箇の刑に当たる犯罪の容疑に月以上9箇月より公訴を提起され、又は <u>拘</u> 以内	当該認定をし	13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上た日から1箇の刑に当たる犯罪の容疑に月以上9箇月より公訴を提起され、又は <u>禁</u> 以内	当該認定をし
<u>禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品の売買等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。		<u>錮</u> 以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品の売買等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)